

# 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 第 39 号  
令和 8 年 1 月 8 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太田市長 穂 積 昌 信 印

公 売 財 産 の 種 類	不動産
公 売 財 産 の 表 示	別紙1および2のとおり
公 売 参 加 申 込 期 間	令和 8 年 1 月 8 日(木)午後 1 時 から 令和 8 年 1 月 26 日(月)午後 11 時 まで
入 札 期 間	令和 8 年 2 月 2 日(月)午後 1 時 から 令和 8 年 2 月 9 日(月)午後 1 時 まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公 売 の 方 法	期間入札方式(売却区分ごとに売却する。)
売 却 決 定 日 時	令和 8 年 3 月 2 日(月) 午前 10 時
売 却 決 定 場 所	太田市役所 総務部 収納課 (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和 8 年 3 月 2 日(月) 午後 2 時 30 分まで
見 積 価 額	別紙1および2のとおり
公 売 保 証 金	別紙1および2のとおり
配 当 を 受 け る 権 利 の 申 し 出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は同法第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
そ の 他 の 事 項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 3 入札には、暴力団等に該当しないこと等の陳述書等の提出が必要です。入札開始2開庁日前までに陳述書等の提出がない場合は、入札等をすることができません。 4 入札は、一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者等の都合による取消し又は変更ができませんのでご注意ください。 5 入札価格が見積価額以上でかつ最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 6 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 7 公売財産の引渡しは、引渡しのときの現状有姿で行います。 8 権利移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可等が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。 9 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 11 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは、公売を中止します。 12 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 14 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 15 太田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

## 別紙1

売却区分番号	太7-34	見積価額 公売保証金	金2,110,000円 金220,000円
不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)	公売財産 (土地の表示) 不動産番号:0704000390537 所 在:高崎市山名町字金井沢 地 番:2294番30 地 目:宅地 地 積:222.47平方メートル		
不動産の概要	1. 交通、最寄りの駅など •上信電鉄上信線「根小屋」駅から南方へ約900m(道路距離) •JR高崎線「倉賀野」駅から南西方約6.0km(道路距離) •関越自動車道 藤岡インターチェンジから西方へ約7.2km(道路距離)  2. 物件の概況 都市計画地域:市街化区域 用途地域:第一種低層住居専用地域 建ぺい率:50% 容積率:100% 地勢など:間口約16.0m、奥行約13.0mのほぼ平坦な長方形の中間画地 接道状況:東側が幅員約4.0mの舗装市道(I210号線)【建築基準法42条第1項第1号道路】に接道しています。 ※公売財産(土地)と接道とは高さ約4mの擁壁及び階段により隔てられています。 徒歩でのみ進入可能で車両等により公売財産への直接の乗り入れは不可能です。  3. 供給処理施設 上水道:あり(引込みなし)※特記事項参照 下水道:あり(受益者負担金等の未納はありません)※特記事項参照 都市ガス:あり(引込みなし)  4. 現況(令和7年6月時点) •群馬県高崎市の丘陵地に造成されたひな壇状の住宅団地(みどりが丘団地)内の一画です。 •未利用の更地の状態です。聞き取り調査によると土地の維持管理等は行われていません。 •目視調査によると土地の地表面や階段部にかけて雑草類が繁茂し、地表面を覆っています。 (画地すべての地表状況については確認できません。) •土地に接する擁壁及び階段には亀裂が入っているのを確認しています。		
特記事項	1. 上水道については東側接道に本管が布設されていますが、公売財産内への引込みはありませんので、引込みの際は給水引込み管の現地調査や高崎市水道局との事前協議が必要となります。 2. 公共下水道については東側接道に本管が布設されています。また南側隣接地(2294番31)との境界付近に公共樹の設置が確認されていますが、単独で利用可能か不明ですので、公共樹の利用に際しては事前に高崎市下水道局にお問い合わせください。 3. 公売財産内へは擁壁に接する階段でのみ進入可能であり、車両での乗入れ・進入は不可能です。また公売財産と擁壁との間に柵やフェンス等は設置されていません。 4. 公売財産と隣接する土地(高崎市山名町字金井沢2294番29及び同2294番31)との間に境界杭等の境界標は確認できません。隣接の土地との境界の設定に関しては、各所有者と協議してください。 5. 土壤汚染に関する専門的調査は行っていませんが、登記簿履歴・官公署での届出調査等による限りにおいては、土壤汚染の可能性は低いと判断されます。 6. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。 7. 公売財産に接する擁壁及び階段に亀裂が確認されるため、補修が必要になる可能性があります。		
問合せ先	太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1935(直通)		

売却区分番号	太7-35	見積価額 公売保証金	金2,350,000円 金240,000円
不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)	<p>公売財産 (土地の表示)</p> <p>不動産番号:0704000390539</p> <p>所在地:高崎市山名町字金井沢</p> <p>地番:2294番32</p> <p>地目:宅地</p> <p>地積:203.87平方メートル</p>		
不動産の概要	<p>1. 交通、最寄りの駅など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上信電鉄上信線「根小屋」駅から南方へ約900m(道路距離)</li> <li>・JR高崎線「倉賀野」駅から南西方約6.0km(道路距離)</li> <li>・関越自動車道 藤岡インターチェンジから西方へ約7.2km(道路距離)</li> </ul> <p>2. 物件の概況</p> <p>都市計画地域:市街化区域</p> <p>用途地域:第一種低層住居専用地域</p> <p>建ぺい率:50%</p> <p>容積率:100%</p> <p>地勢など:間口約13.0m、奥行約15.0mのほぼ平坦な長方形の中間画地</p> <p>接道状況:東側が幅員約4.0mの舗装市道(I210号線)【建築基準法42条第1項第1号道路】に接道しています。</p> <p>※公売財産(土地)と接道とは高さ約3.5mの擁壁及び階段により隔てられています。</p> <p>徒歩でのみ進入可能で車両等により公売財産への直接の乗り入れは不可能です。</p> <p>3. 供給処理施設</p> <p>上水道:あり(引込みなし)※特記事項参照</p> <p>下水道:あり(受益者負担金等の未納はありません)※特記事項参照</p> <p>都市ガス:あり(引込みなし)</p> <p>4. 現況(令和7年6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県高崎市の丘陵地に造成されたひな壇状の住宅団地(みどりが丘団地)内の一画です。</li> <li>・未利用の更地の状態です。聞き取り調査によると土地の維持管理等は行われていません。</li> <li>・目視調査によると土地の地表面や階段部にかけて雑草類が繁茂し、地表面を覆っています。 (画地すべての地表状況については確認できません。)</li> <li>・土地に接する擁壁及び階段には亀裂が入っているのを確認しています。</li> </ul>		
特記事項	<p>1. 上水道については東側接道に本管が布設されていますが、公売財産内への引込みはありませんので、引込みの際は給水引込み管の現地調査や高崎市水道局との事前協議が必要となります。</p> <p>2. 公共下水道については東側接道に本管が布設されています。また南側隣接地(2294番31)との境界付近に公共柵の設置が確認されていますが、単独で利用可能か不明ですので、公共柵の利用に際しては事前に高崎市下水道局にお問い合わせください。</p> <p>3. 公売財産内へは擁壁に接する階段でのみ進入可能であり、車両での乗り入れ・進入は不可能です。また公売財産と擁壁との間に柵やフェンス等は設置されていません。</p> <p>4. 公売財産と隣接する土地(高崎市山名町字金井沢2294番31及び同2294番33)との間に境界杭等の境界標は確認できません。隣接の土地との境界の設定に関しては、各所有者と協議してください。</p> <p>5. 土壤汚染に関する専門的調査は行っていませんが、登記簿履歴・官公署での届出調査等による限りにおいては、土壤汚染の可能性は低いと判断されます。</p> <p>6. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。</p> <p>7. 公売財産に接する擁壁及び階段に亀裂が確認されるため、補修が必要になる可能性があります。</p>		
問合せ先	太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1935(直通)		